

2019年7月11日不動産学部承認

(適用)

1. この規程は、明海大学不動産学部紀要『不動産学部論集』（以下「紀要」という。）における投稿論文に適用する。

(論文の種類)

2. 論文は、明海大学不動産学部（以下「本学部」という。）で行われた研究の成果、あるいは不動産学に貢献するものであって、以下に該当する未発表の完結した研究成果でなければならない。
  - (a) 研究論文：理論的または実証的な研究成果であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。
  - (b) 研究ノート：理論的または実証的な研究成果であって、新しい知見を含むもの。研究エッセイは含めない。
  - (c) その他：資料、調査、計画、設計、施工及び現場の報告であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。

(既発表論文の応募範囲)

3. 既発表の研究成果であっても、以下に該当し、紀要へ投稿するために、新たに内容及び構成を修正または変更したものは、論文として投稿することができる。
  - (a) シンポジウム、研究発表会、国際会議またはWEB等で梗概、速報または資料として発表したもの。
  - (b) 研究機関等の研究報告等で発表したもの。ただし、審査を経ているものは除く。
  - (c) 国、自治体、業界または団体の委託研究の成果報告書。ただし、応募者（連名者を含む）が著作権を有しないもの等、紀要掲載に支障があるものは除く。

(重複投稿の禁止)

4. 他学会等の機関誌または審査等に重複して投稿した論文は、採用しない。また、紀要に掲載された論文は他誌に投稿できない。

(投稿資格)

5. 投稿者は原則として、本学部の専任教員、特任教員、非常勤講師、不動産研究センター研究員、研究機関に所属している不動産学研究科博士課程修了生および大学院在學生（ただし、指導教員との連名に限定する）でなければならない。

(論文執筆の方法)

6. 論文は『不動産学部論集』の執筆要領に従って執筆しなければならない。

(査読制度の選択)

7. 投稿者は、希望によりレフリーによる査読を付すことができ、論文の投稿に際して、論文の種類（研

究論文(査読有), 研究論文(査読無), 研究ノート, その他) を選択しなければならない。

(2) 採択された研究論文(査読有)は, 紀要の目次及び論文題目の前に「【査読論文】」を付することとする。

(3) 研究論文(査読無), 研究ノート及びその他は査読を行わず, 学術論文としての内容及び体裁が整っているか等について審査する。

(投稿時期)

8. 論文は随時投稿することができる。

(受理)

9. 不動産学部紀要編集委員会(以下「編集委員会」という。)は, 審査要領に基づいて, 投稿された論文を受理するかどうかを決定し, その結果を投稿者に通知しなければならない。

(2) 執筆要領に従っていない論文は, 受理しない。

(審査)

10. 編集委員会は受理した論文について審査要領に基づいて, 速やかに審査を開始しなければならない。

(2) 原則, 受理した研究論文(査読有)の審査期間は, 4ヶ月以内とし, 研究論文(査読無), 研究ノート及びその他の審査期間は1ヶ月以内とする。ただし, 審査期間によっては, 次号紀要に掲載される場合があることとする。

(審査結果の決定)

11. 編集委員会は審査した論文について, 採用, 条件付採用または不採用の決定を行い(一次審査), その結果を理由とともに投稿者に通知しなければならない。

(2) 編集委員会は, 論文の条件付採用論文の投稿者に対して, 編集委員会あるいは査読者からの修正要求及び再投稿期限を付して通知しなければならない。再投稿期限は通知日より6週間とする。

(3) 編集委員会は, 条件付採用論文が再投稿期限内に再投稿された場合に, 再投稿論文が修正要求を満たしているかを審査し, 採用または不採用の決定を行い(二次審査), その結果を理由とともに投稿者に通知しなければならない。

(4) 研究論文(査読有)の審査の場合, 編集委員会は, 二次審査において不採用となった投稿者に対して, 研究論文(査読無)として掲載するか掲載しないかについて確認しなければならない。

(編集及び校正)

12. 投稿された論文は編集委員会により編集される。ただし, 掲載の必要に応じて投稿者へ校正を求めることができる。

(再投稿)

13. 投稿者は, 編集委員会あるいは査読者からの修正要求に対して修正した論文を再投稿する際には, 修正要求に対する修正対応表を併せて論文を再投稿しなければならない。

(2) 不採用論文は, 修正を施した上で, 異なる研究論文として再投稿された場合に限り審査対象とする。再投稿された論文が, 従前の不採用論文と異なる論文であるかどうかの判断は不採用論文を担当し

た編集委員が判断することとする。

(採用された論文の変更の禁止)

14. 投稿者は、採用された後に論文を変更することはできない。ただし、編集委員会が掲載の必要に応じ  
て求める校正は変更することができることとする。

(著作権等)

15. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

(2) 投稿された論文の著作者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を編集委員会に対して許諾したも  
のとみなす。編集委員会が複製及び公衆送信を第三者に委託した場合も同様とする。

(別刷)

16. 希望する著者には、論文等の別刷 50 部までを無料とする。

(その他)

17. その他必要な事項は編集委員会において定める。

(2) 論文の投稿は、印刷物 1 部とその電子ファイルを保存した USB メモリ等を提出しなければならない  
い。送り先は以下の通りとする。

送り先：〒279-8550 千葉県浦安市明海 1-2-1 明海大学 不動産学部共同研究室

宛 先：不動産学部紀要編集委員会

(改正)

18. 本規程の改正は編集委員会が改正案を検討し、不動産学部教授会の議を経て承認されることとする。

附則

この規程は、2019 年 7 月 11 日から実施する。